

パートナーによる申請等が可能な榎原市の行政サービス一覧

※各サービス毎に利用要件、必要書類等があります。詳細は各担当課にお問い合わせください。

制度種別	サービス、手続き名称	担当課名	宣誓受領証明書の提示が必要	備考
生活困窮者自立相談支援	生活困窮者自立相談支援	福祉総務課		相談のみ
	住居確保給付金	福祉総務課		
	生活保護	生活福祉課		パートナーで生計を一つにしている場合申請等可能
暮らし・環境	市営住宅入所申込	住宅政策課	○	
税・料	納税相談	収税課	○	同一世帯であることが要件
	納税証明交付申請書（市県民税・固定資産税・軽自動車税、国民健康保険等）	収税課	○	同一世帯であることが要件
	罹災証明書交付申請	危機管理課		
	犯罪被害者遺族見舞金の受給	人権政策課	○	
	税諸証明交付申請（課税証明書・非課税証明書・所得証明書・事業証明書・扶養証明書）	市民税課		住所や世帯が別の場合は委任状等が別途必要
	国民健康保険税納付額の証明（確定申告や年末証明に使用するもの）	収税課	○	同一世帯であること。別世帯の場合は委任状があれば手渡し、なければ本人へ郵送。
	後期高齢者医療保険料の納付相談	保険年金課	○	
	後期高齢者医療保険料 納付状況調べ	保険年金課		同一世帯であること。別世帯の場合は委任状があれば手渡し、なければ本人へ郵送。
	介護保険料の納付相談	長寿介護課	○	
	介護保険料納付確認書の交付申請（確定申告や年末証明に使用するもの）	長寿介護課		同一世帯であること。別世帯の場合は委任状があれば手渡し、なければ本人へ郵送。
高齢者福祉	配食サービス	長寿介護課		
	介護認定申請	長寿介護課		代理申請のみ可能(委任状・本人確認必要)
障がい福祉	障害者手帳、障害福祉サービス、自立支援医療、特別障害者手当、その他障がい福祉に関するサービス等手続き全般	障がい福祉課		代理申請のみ可能(委任状・本人確認必要)
	身体障がい者等に対する軽自動車税（種別割）の減免	市民税課		障がい福祉課発行の「身体障害者等に対する自動車税等の減免を受けるための生計関係証明書」により判断。
子育て・教育	母子健康手帳及び妊婦健診補助券綴の申請・受領	こども家庭課		原則本人。代理申請の際は委任状、本人確認書類（妊婦、代理人両方）、妊婦のマイナンバーがわかるもの
	保育所入所、幼稚園入園申請	こども未来課		保護者本人名の申請、同居した監護者ならばパートナー名も可
	施設等利用給付申請	こども未来課		保護者本人名の申請、同居した監護者ならばパートナー名も可